

後見制度支援信託について

少子高齢化が進む中で、成年後見制度は人々の財産を保存、管理する制度として年々その件数は増加しています。

現在家裁の統計では、年に2.2万～2.4万件位の成年後見事件があると言われ、今後ますます伸びていくことが予想されています。

管理財産が億単位を越える例もあり、去年から静岡の家裁では、「後見制度支援信託」の導入が始まりました。

これは、被後見人等が有している財産（特に預貯金）が高額な場合、管理が大変なことや、不祥事が発生しやすいことなどを防止するため、一定額を信託銀行に預ける制度です。

後見人としても、多額の預貯金等を管理していると、管理事務手続きに多くの神経を使うこととなりますが、一定額は信託銀行に預け、ある程度の入出金を予定してそのものはいつも使える通帳に残し、それ以上のものは信託銀行に預けるようにします。

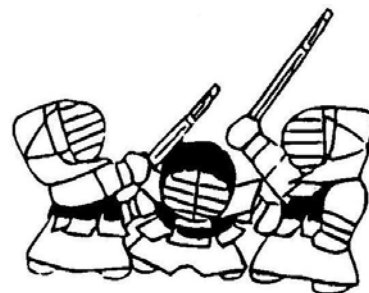
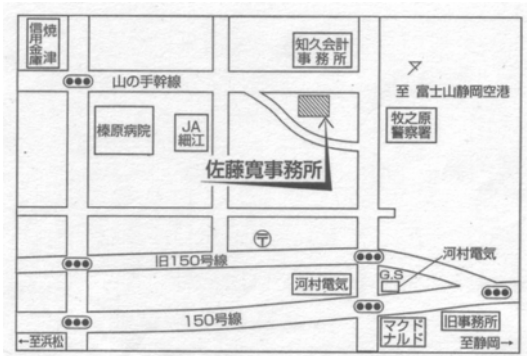
これによりいいことはいくつかありますが、まず、後見人が目の前にある多額の預貯金を使い込む、と言ったことは減少します。

不祥事が減少すると、市民後見人等、一般の人でも後見事務が扱い易くなります。

今の所、新規の後見事件から始め、やがては既存の後見事件へと広がっていくことと思います。

平成25年1月吉日

<案内図>



〒421-0421
牧之原市細江3203番地2

司法書士・土地家屋調査士・行政書士

佐藤寛事務所

TEL 0548-22-0063

FAX 0548-22-1409